

2025年11月吉日

組合員 賛助会員の皆様

全国仮設安全事業協同組合
常務理事 小池 廣治

「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」の講師養成研修についてのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、組合員・賛助会員各社が自社で「フルハーネス型墜落制止用器具に関する特別教育」を実施する場合の講師研修会を別添1のとおり開催することとなりました。

ご希望の方は、下記の出欠確認欄に必要事項をご記入のうえ、ご返信下さいますようお願い申し上げます。

なお、研修終了後には修了証も発行いたしますので、この機会に是非受講いただけますようご案内申し上げます。

敬具

出欠確認欄

会社名：_____

担当者：_____ 連絡先：_____

担当者メールアドレス：_____

受講者氏名	役職	生年月日	保有資格：該当の数字に○
			1 仮設安全監理者 2 足場作業主任者 3 とび一級、二級 4 その他（ ）
			1 仮設安全監理者 2 足場作業主任者 3 とび一級、二級 4 その他（ ）

※ 3名以上希望される場合は、別途参加者名を記載したものを添付下さい。
(氏名・役職・生年月日・保有資格が記入されていれば、様式の指定はございません。)

返信先：全国仮設安全事業協同組合本部事務局 安全監理部

住所：〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-8-15 イトーピア岩本町1丁目ビル

TEL. 03-3639-0641 FAX. 03-3639-0640

担当：佐久間

※ 2025年12月1日(月)までにFAX(03-3639-0640)又はEメール
(a-sakuma@kasettsuanzen.or.jp)にてご返信下さい。

特別教育の講師研修会 実施要領

1. 目 的

自社向けに行う「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」又は「足場の組立て等に関する特別教育」の講師として、当組合作成の教本を使用・実施する際の講義のポイントを説明することを目的とします。

2. 研修内容

- (1) 講習会教本に基づいて指導要点の解説
- (2) 特別教育実施にあたっての説明

3. 開 催

開催日時

①日 時： 〔フルハーネス〕 2025年 12月 9日（火） 9：30～16：30
〔足場〕 2025年 12月12日（金） 9：30～16：30

②実施方法：リモート（Zoom ミーティング）を使用したオンライン研修会になります
 [インターネット接続が出来るパソコン（カメラ、マイクの機能を備えた）及び Zoom アプリのインストール・接続確認は各自で行ってください]

③内 容：今回の研修会の主な内容は以下の通りです

フルハーネス	足場
第1章 労働災害の実情	第1章 労働災害の実情
第2章 作業に関する知識	第2章 足場の組立て・解体又は変更等における作業者が守るべき事項
第3章 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る）に関する知識	第3章 足場及び作業の方法に関する知識
第4章 労働災害の防止に関する知識	第4章 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
第5章 関係法令	第5章 労働災害の防止に関する知識
	第6章 関係法令

※ 研修会終了後、修了証を郵送いたします。

④対 象：組合員・賛助会員の方で、以下のいずれかの資格を有する方が受講可能です

- ・仮設安全監理者資格取得者
- ・足場の組立て等作業主任者技能講習修了者
- ・とびに係る一級又は二級技能試験合格者
- ・その他資格取得者（労働安全コンサルタント、施工管理技士等）

4. 費 用

受講料：フルハーネス 27,500円（税込）

足場 27,500円（税込）

5. 問い合わせ先

全国仮設安全事業協同組合 本部事務局 安全監理部 担当:佐久間

TEL. 03-3639-0641 FAX. 03-3639-0640

以上

<よくある質問>

Q 1 特別教育講師の資格として「特別教育講師養成研修を受講すること」は必須ですか。

A 1 特別教育の講師について、資格要件は定められていませんが、『教育科目について十分な知識と経験を有する人でなければなりません。』とされております。

(厚生労働省「職場の安全サイト」より)

そのため、特別教育講師養成研修を受講されなくても、教育科目について十分な知識と経験を有する人であれば、特別教育の講師の要件を満たしていると思われます。

Q 2 当組合開催の特別教育講師養成研修を受講する場合、必要な資格はありますか。

A 2 以下資格を保有している事が必要となります(足場・フルハーネス共通)

- ① 仮設安全監理者
- ② 足場作業主任者
- ③ とび(一級、二級)
- ④ (建築又は土木)施工管理技士(一級、二級、一級補、二級補)

その他資格につきましてはご相談ください。

Q 3 特別教育の受講修了証の作成については法令で決まっていますか。

A 3 法令等では決まっていません。また、修了証の様式もありません。

厚労省の見解として、「墜落制止用器具に係る質疑応答集」(令和元年8月厚生労働省 労働基準局安全衛生部 安全課)には「(特別教育の)修了証は特別教育の実施者が自主的に発行しているものです。」と記載されています。

Q 4 この講師養成研修を受講する事で、「足場の特別教育」、「フルハーネス特別教育」を受講したことになりますか。

A 4 法令で定められているカリキュラムを満たしていないことから、「足場の特別教育」、「フルハーネス特別教育」を受講したことにはなりません。